

令和6年度避難行動要支援者名簿個別支援計画 更新対象者の検討について

1. 個別支援計画更新の目的

要支援者は、発災時、個別支援計画を避難所等に持参し、医療機関や関係者の問合せを受けた際に、計画に記載している情報を提供することで必要な支援を受けられる。また、個別支援計画は、一時避難所から二次避難所へ誘導する際の重要な情報源になるため、最新情報に更新する必要がある。

2. 更新の時期について

- (1)本人・事業者からの申し出(介護認定・障害区分を伴わない)
- (2)介護認定・障害区分の変更時

3. 更新対象者への作成意向調査について

- (1)介護認定変更等に伴う計画更新について
→計画更新箇所が限られ、ほとんど修正が必要とならない計画も多いと見込まれるが、介護認定変更者について区で抽出を行い、本人あてに作成意向調査を行う。
- (2)福祉サービスを利用していない対象者(一般分)の計画更新について
→新規作成同様、調査時に作成不要とならないよう事前に作成意向調査を引続き実施する。

4. 更新・修正の考え方について(案)

○更新

災害時、対象者への支援に大幅な支障が生じる可能性がある項目に変更があった場合を更新とし、更新の機会に個別支援計画の内容全体を見直す。

(1)本人・事業者からの申し出、(2)介護認定・障害区分の変更に問わず、下記項目の中で3つ以上該当する場合、更新対象とする。

- ① 私の状態
- ② 医療情報(主な常服薬を除く)
※常服薬を更新対象とすると更新件数が膨大になるため、更新対象外とする。
- ③ 避難生活情報
- ④ 避難支援者情報の変更・新規登録

※緊急時の家族等の連絡先、避難支援者の住所、電話番号の変更は、「更新」に該当せず、「修正」とする。

○修正(更新対象外の項目)

上記以外の変更情報については、各事業所(事業所保管分)で手書き修正。

修正箇所については、区で管理しているシステムにも反映する必要があるため、各福祉部署への連絡も併せてお願いする。

※要支援者本人から直接区に対し、上記の修正依頼があった場合は、本人に対し、事業者、支援者にも修正内容を伝えるように、各福祉部署の区担当が説明する。なお、修正内容が更新に該当すべき内容であった場合は更新とする。

5. ご意見頂きたいこと

介護認定等に変更がある者を更新対象者とした場合でも、計画内容に大幅な変更がない場合も考えられます。

Q1 更新対象者全員に意向調査をする場合について

- ①対象者の方の反応
- ②事業者の方のご意見・ご負担

Q2 更新箇所数を3つとする場合について

- ①更新箇所数の妥当性 3つ程度は頻繁に変わることがある？

Q3 その他

本制度にかかるご意見